

# 兵庫県公報

平成19年5月15日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日

## 目次

### 規 則

ページ

○災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（災害対策課）…………… 1

## 公布された法令のあらまし

### ●災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第44号）

応急仮設住宅の供与その他の被災者に対する救助の程度を改める等所要の整備を行うこととした。

## 規 則

災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年5月15日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第44号

#### 災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

災害救助に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1 避難所の供与の項2中「100人」を「1人」に、「30,000円」を「300円」に改め、同表応急仮設住宅の供与の項2中「2,342,000円」を「2,326,000円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項3(1)の表夏季の項及び冬季の項を次のように改める。

	円	円	円	円	円	
夏 季	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	49,800円に世帯人員が5人を 超えて1人を増すごとに7,300 円を加算した額
冬 季	28,600	37,000	51,600	60,500	75,900	75,900円に世帯人員が5人を 超えて1人を増すごとに10,400 円を加算した額

別表第1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項3(2)の表夏季の項及び冬季の項を次のように改める。

	円	円	円	円	円	
夏 季	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	17,500円に世帯人員が5人を 超えて1人を増すごとに2,400 円を加算した額
冬 季	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	25,400円に世帯人員が5人を 超えて1人を増すごとに3,300 円を加算した額

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の災害救助に関する手続等を定める規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項3の規定は、平成19年4月1日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則の規定（前項に規定する規定を除く。）は、この規則の施行の日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。